

岩手県告示第316号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、平成25年度において岩手県が発注する漁業取締船代船建造工事の請負契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めた。

平成25年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 特定役務の種類 漁業取締船代船建造工事

2 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 国又は都道府県が漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づき行う漁業の指導及び取締りに従事する船舶であって、総トン数が50トン以上の軽合金製船舶（以下「対象船舶」という。）を建造した実績を有する者であること。
- (2) 対象船舶を建造するために必要な船台等を現に有している者であること。
- (3) 対象船舶を建造することができる技術的能力を有すると認められる者であること。

3 資格審査の申請の方法

(1) 申請に必要な書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）

イ 添付書類

(ア) 船舶建造実績調書

(イ) 建造能力に関する調書

(ウ) 船舶建造主要技術者調書

(エ) 船舶の建造状況

(オ) 法人にあつては申請日の属する年の前年及び前々年の決算期に作成した各事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類をいう。）、個人にあつては申請日の属する年の前年の所得に係る確定申告書の写し

(カ) 登記事項証明書（個人にあつては、営業証明書）

(キ) 納税証明書（申請書を提出する日（以下「申請日」という。）の属する年の直前1年間に岩手県に納付した事業税の納税証明書（県内に事務所又は事業所を有しない申請者にあつては、申請日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税の納税証明書）をいう。）

(2) 申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）の作成に用いる言語等

ア (1)ア及びイ(ア)から(オ)までの申請書類は、日本語で作成すること。なお、その他の申請書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄については、日本円の金額を記載すること。外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国通貨換算率により本邦の通貨に換算した額を記載すること。

(3) 申請書類の提出場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部水産振興課漁業調整担当 電話番号019-629-5817（郵送により申請書類の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）

(4) 申請書類の提出方法 (3)の提出場所に、直接持参し、又は書留郵便により提出すること。

(5) 提出部数 1部

(6) 申請書類の受付期間 岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に定める県の休日を除き、随時、申請を受け付ける。

4 資格の有効期間 資格を付与された日から平成26年3月31日まで